平成２５年（フ）第６６３号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目17番32号、旧店舗所在地大阪府羽曳野市栄町６－１
債務者　レストハウスちぃーぼーこと　辻川三知雄
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４０号
大阪府大阪狭山市茱萸木７丁目1347番地の１－205号、前住所大阪府大阪狭山市東野中３丁目1168番地の２
債務者　林部　武史
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７４７号
大阪府藤井寺市国府２丁目１番20号　津守ハイツ306号、前住所大阪府八尾市上之島町北４丁目１番地の６　角野第５マンション103号
債務者　丸龍　幸恵
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７５０号
大阪府藤井寺市沢田１丁目20番40号
債務者　中薗　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７６９号
大阪府藤井寺市小山４丁目７番２号
債務者　井口　良昭
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７８１号
堺市南区竹城台４丁２番19―105号
債務者　土師　久代
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月29日まで大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４１８号
埼玉県入間郡毛呂山町岩井東１丁目30番地８グレース東毛呂101号
債務者　金子　　敦（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４３３号
埼玉県坂戸市大字石井2705番地３
債務者　松本　良夫
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３０３号
静岡県沼津市我入道浜町307番地の２、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1697番地の１　本城ハイツＢ棟202号
債務者　印出　政美
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３０４号
静岡県沼津市五月町４番21号　五月第二ハイツ２－Ｄ
債務者　石野　祐大
1　決定年月日時　平成25年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５０号
三重県多気郡明和町大字上野1094番地　ドミール上野203号室
債務者　吉元　雅美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月30日まで津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第１０２号
北海道室蘭市宮の森町２丁目12番28号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１０３号
北海道室蘭市宮の森町２丁目12番28号
債務者　前田　　崇
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
岩手県奥州市水沢区真城字南塩加羅９番地４タウン菅原７号
債務者　千田　和美
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２１８号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山564番地15
債務者　藤沢　憲司
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第６３号
福島県会津若松市柳原町２丁目１番２号、前住所福島県会津若松市東栄町９番22号
債務者　岩本次夫こと　李　　次夫
1　決定年月日時　平成25年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
神奈川県秦野市並木町９番36号
債務者　久米真由美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成25年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで横浜地方裁判所小田原支部民事部